

## 令和4年度環境公害測定等について

## 1 大気汚染防止対策

大気汚染の実態を把握するため、県は二酸化窒素の常時監視測定を実施しており、市は降下ばいじん量の通年測定及び酸性雪の冬期間中の測定を実施している。

(1) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

二酸化窒素は、大気汚染の原因物質の一つであり、ものが燃えて高温になったとき、空気中の窒素やものに含まれる窒素が酸素と結合して、一酸化窒素とともに生成される。工場や自動車、家庭では石油ストーブやガスコンロ等の使用によっても発生する。人が呼吸によって高濃度の二酸化窒素を吸い込むと、気管支炎やぜんそくの原因になる場合がある。

県は、二酸化窒素の濃度を猪川町前田（県合庁）で測定している。

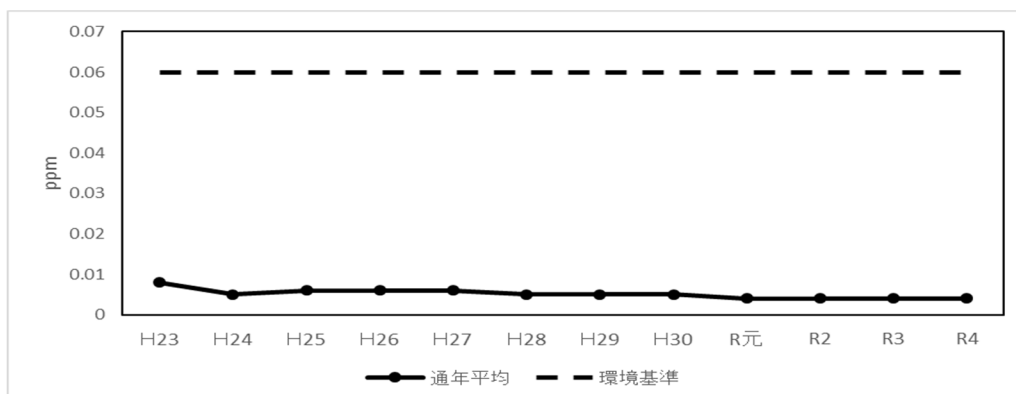
令和4年度の測定結果（速報値）は下表のとおりであり、年間を通して環境基準内であった。

月	月平均値 (ppm)	日平均値の最高値 (ppm)	環境基準を超えた日数とその割合	
			日	%
4	0.004	0.007	0	0.0
5	0.005	0.009	0	0.0
6	0.003	0.007	0	0.0
7	0.003	0.006	0	0.0
8	0.003	0.005	0	0.0
9	0.004	0.009	0	0.0
10	0.003	0.005	0	0.0
11	0.005	0.012	0	0.0
12	0.004	0.009	0	0.0
1	0.003	0.007	0	0.0
2	0.004	0.007	0	0.0
3	0.004	0.007	0	0.0
通年平均	0.004	0.008	0	0.0

※環境基準・日平均値が0.06ppm以下

※速報値につき、今後確定にあたって数値が変動する場合あり。

## ○ 二酸化窒素の経年変化



## (2) 降下ばいじん量（沿道地域）（環境基準指定外物質）

「ばいじん」は、大気汚染防止法では、「燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生する」ものと定義されている。

「降下ばいじん」とは、大気中に排出された「ばいじん」や風により地表から舞い上がった土壌粒子等のうちで、粒子が比較的大きく重いため、大気中に浮遊せずに地上に落下（降下）するもの、または雨や雪等に取り込まれて地上に降下するものを指す。

降下ばいじん量に関する環境基準は定められていないが、1平方キロメートルの範囲において、30日間で10トン以下が望ましいとされている。

市は、降下ばいじん量を猪川町下権現堂及び大船渡町野々田で測定している。

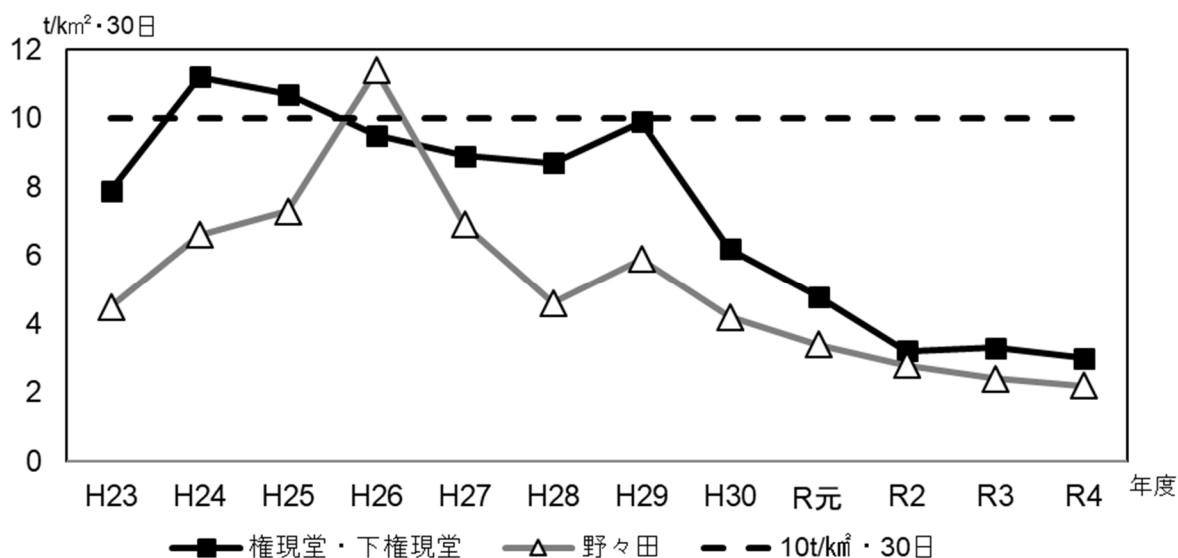
令和4年度の測定結果は下表のとおりであり、降下量が望ましい値（10t/km<sup>2</sup>・30日）を超えた月はなかった。

### ○ 降下ばいじんの測定量及び大船渡市の降水量

【単位】降下ばいじん量：t/km<sup>2</sup>・30日 貯水量：L 降水量：mm

測定地点等	R4.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5.1月	2月	3月	平均	
下権現堂	降下ばいじん	2.9	4.7	3.2	5.2	1.0	2.6	2.2	2.6	1.5	1.5	1.8	6.3	3.0
	貯水量	6.0	7.3	5.5	19.0	10.4	7.2	6.4	2.5	1.5	1.1	2.1	11.0	6.7
野々田	降下ばいじん	1.9	3.3	2.3	2.8	1.8	1.2	2.1	1.7	0.9	0.8	1.6	5.5	2.2
	貯水量	6.8	8.5	8.0	23.3	11.0	8.4	8.3	3.6	3.0	1.1	2.9	12.6	8.1
大船渡市降水量	86.0	144.5	124.5	379.0	169.0	125.0	115.0	47.5	33.5	19.0	36.5	183.5	121.9	

### ○ 降下ばいじん量（沿岸地域）経年変化



※測定箇所は、令和元年度まで盛町権現堂、令和2年度以降は猪川町下権現堂。

### (3) 酸性雪

市は、地球規模の問題となっている酸性雨の動向を把握するため、東北都市環境問題対策協議会と共同で、降雪のある地域特性を生かし、冬期間に酸性雪の測定を実施している。

大気中の二酸化炭素が雨水に溶け込むため、人間活動による汚染がない場合でも、雨水はpH5.6程度の弱酸性を示すことから、それ以下のpHの雨を酸性雨という。

酸性雨（雪）の原因は、産業活動に伴う化石燃料の燃焼や火山活動等により発生する窒素酸化物等である。

市は、酸性雪を市役所本庁舎屋上で測定している。

令和4年度の測定結果は下表のとおりであり、4回の測定のうち貯水量の測定は3回となった。

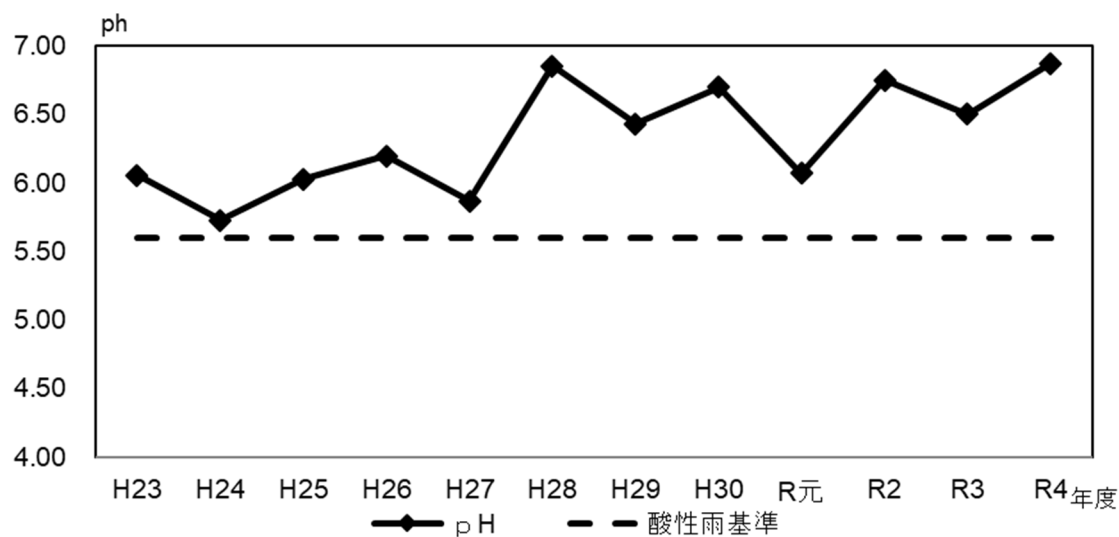
調査の結果、全ての測定において酸性雨の基準であるpH5.6を上回っており、良好な状況である。

項目	期間				平均値
	1回目 1/16~1/22	2回目 1/23~1/29	3回目 1/30~2/5	4回目 2/6~2/12	
降水量 (mm)	3.5	4.5	6.0	19.5	8.4
貯水量 (ml)	0	250	230	600	270.0
pH	-	6.8	6.7	7.1	6.87

※pH7は中性、7未満が酸性、7を超えるとアルカリ性。

※平成31年3月に環境省から発表された酸性雨長期モニタリング報告書によると、平成25年度から29年度までの5年間の降水pHの平均値（国内24地点）は、4.58~5.16の範囲（全国平均は4.77）である。

#### ○ 降雪の酸性度の経年変化



## 2 水質汚濁防止対策

測定結果については、県が「公共用水域水質測定計画」に基づき実施したものである。公表されている最新の数値として、令和3年度結果を記載した。

### (1) 河川

#### ① 生物化学的酸素要求量（BOD）

生物化学的酸素要求量（BOD）は、微生物が5日間（20℃）で河川や排水中の汚染物質（有機物）を分解するときに必要なとする酸素量のこと。この値が大きいほど、汚染物質が多いことを示す。

県が令和3年度に実施した13地点における測定結果は下表のとおりであり、おおむね良好な状態であった。

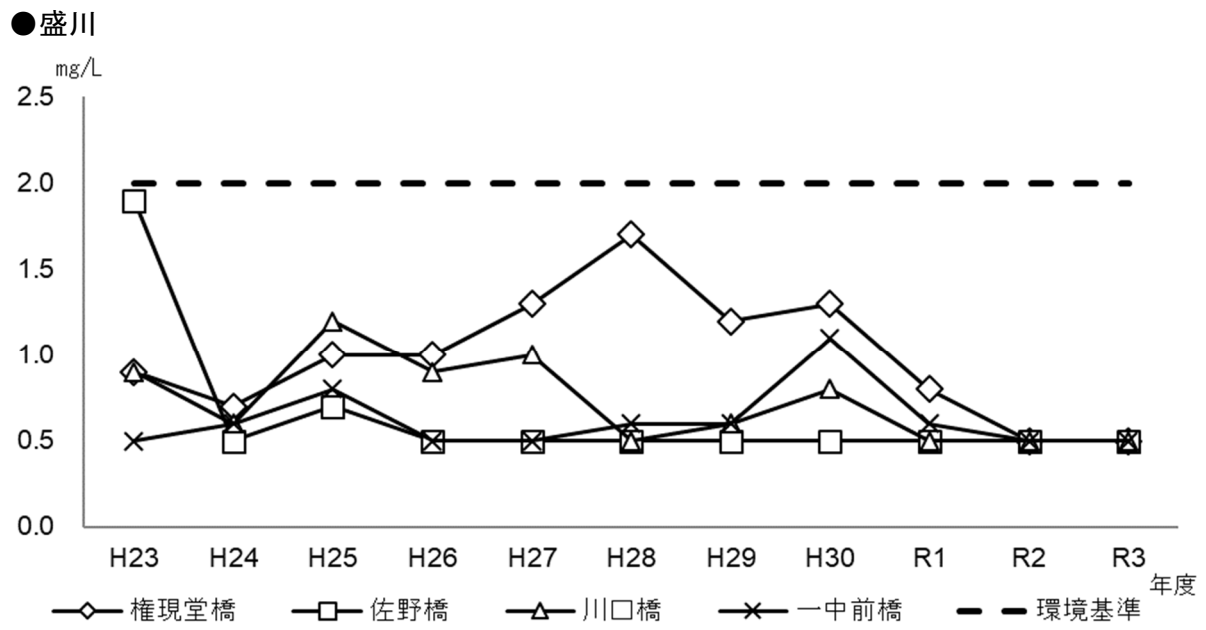
須崎川（明土橋）については、環境基準は設定されていないが、高い数値が測定されたことから、県において今後の測定結果を注視し、市に情報を提供することとした。

河川名	調査地点	BOD (mg/L)				摘 要	
		最小 ~ 最大		平均値	75%値		
盛川	鷹生川	ダム流入前	<0.5	~	<0.5	<0.5	環境基準値 (2 mg/L 以下)
		ダム	<0.5	~	1.2	0.6	
		ダム直下	<0.5	~	0.7	0.5	
	本流	権現堂橋	<0.5	~	<0.5	<0.5	
		佐野橋	<0.5	~	0.6	<0.5	
		川口橋	<0.5	~	0.7	<0.5	
	支流（立根川）	一中前橋	<0.5	~	0.7	0.5	
須崎川	明土橋	<0.5	~	24.0	7.1	14.0	類型指定なし
後ノ入川	下八坂橋	<0.5	~	<0.5	<0.5	<0.5	類型指定なし
綾里川	ダム流入前	<0.5	~	0.7	0.5	<0.5	類型指定なし
	ダム	<0.5	~	2.6	1.1	1.4	
	ダム直下	0.7	~	1.8	1.1	1.2	
吉浜川	要橋	<0.5	~	<0.5	<0.5	<0.5	環境基準値 (1 mg/L 以下)

※資料：令和3年度公共用水域水質測定結果（岩手県）

※75%値＝年間の月間値の全データをその小さいものから順に並べ、データ数(n)×0.75番目（整数でない場合には端数を切り上げた整数番目）にあたる値であり、BOD及びCODの測定値を環境基準と対比評価する場合に用いる。

○ 生物化学的酸素要求量（BOD）75%値の経年変化



## ② 水素イオン濃度 (pH)

水素イオン濃度 (pH) は、分析した水の酸性・アルカリ性の度合いを示す。  
強い酸性またはアルカリ性の水質や、水素イオン濃度の急激な変化は、水生生物に悪影響を及ぼすと考えられている。

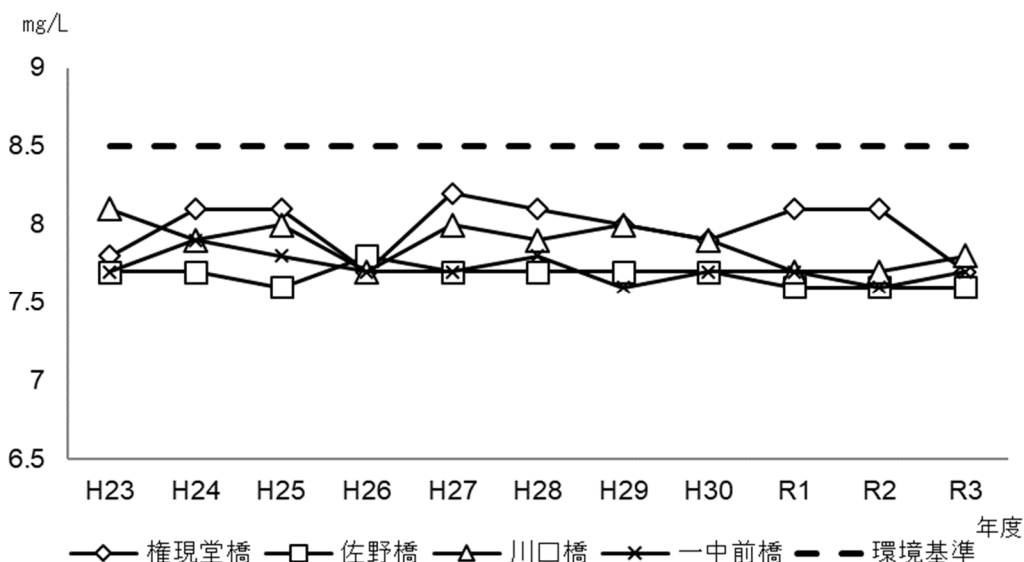
県が令和3年度に実施した13地点における測定結果は下表のとおりであり、おおむね良好な状態であった。

河川名	調査地点	pH (mg/L)		摘要	
		最小 ~ 最大	平均値		
盛川	鷹生川	ダム流入前	7.3 ~ 7.5	7.4	環境基準値 (pH 6.5 以上 8.5 以下)
		ダム	6.6 ~ 7.4	7.0	
		ダム直下	7.3 ~ 7.5	7.4	
	本流	権現堂橋	7.5 ~ 7.8	7.7	
		佐野橋	7.5 ~ 7.6	7.6	
		川口橋	7.5 ~ 8.1	7.8	
	支流 (立根川)	一中前橋	7.5 ~ 7.8	7.7	
須崎川	明土橋	7.4 ~ 8.4	7.8	類型指定なし	
後ノ入川	下八坂橋	7.3 ~ 7.4	7.4	類型指定なし	
綾里川	ダム流入前	7.3 ~ 7.7	7.5	類型指定なし	
	ダム	6.6 ~ 8.1	7.2		
	ダム直下	7.5 ~ 8.9	7.8		
吉浜川	要橋	7.7 ~ 8.1	7.9	環境基準値 (pH 6.5 以上 8.5 以下)	

※ 資料：令和3年度公共用水域水質測定結果 (岩手県)

## ○ 水素イオン濃度 (pH) の経年変化

### ● 盛川



### ③ 浮遊物質（SS）

浮遊物質（SS）とは、水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子状物質の量をいう。この値が大きいと懸濁して外観が悪くなったり、水生生物に悪影響を及ぼすと考えられている。

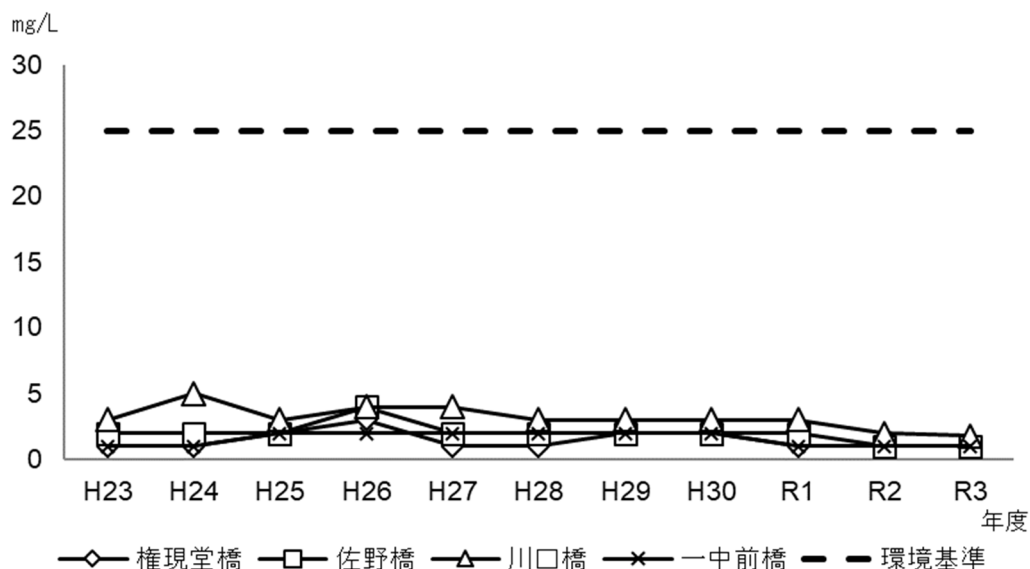
県が令和3年度に実施した13地点における測定結果は下表のとおりであり、おおむね良好な状態であった。

河川名	調査地点	SS (mg/L)		摘要		
		最小	最大		平均値	
盛川	鷹生川	ダム流入前	<1	1	環境基準値 (25 mg/L 以下)	
		ダム	<1	5		1.3
		ダム直下	<1	<1		<1
	本流	権現堂橋	<1	<1		<1
		佐野橋	<1	1		<1
		川口橋	<1	3		1.8
	支流（立根川）	一中前橋	<1	1		<1
須崎川	明土橋	<1	<1	<1	類型指定なし	
後ノ入川	下八坂橋	<1	<1	<1	類型指定なし	
綾里川	ダム流入前	<1	1	<1	類型指定なし	
	ダム	<1	3	1.7		
	ダム直下	<1	7	2.5		
吉浜川	要橋	<1	<1	<1	環境基準値 (25 mg/L 以下)	

※ 資料：令和3年度公共用水域水質測定結果（岩手県）

### ○ 浮遊物質（SS）の経年変化

#### ● 盛川



#### ④ 溶存酸素量 (DO)

溶存酸素量 (DO) は、水中に溶存している酸素の量を表す。

DOが小さいと水中における嫌気性分解が進み、悪臭が発生する等の弊害が発生すると考えられている。温度や気圧等によっても変化する。

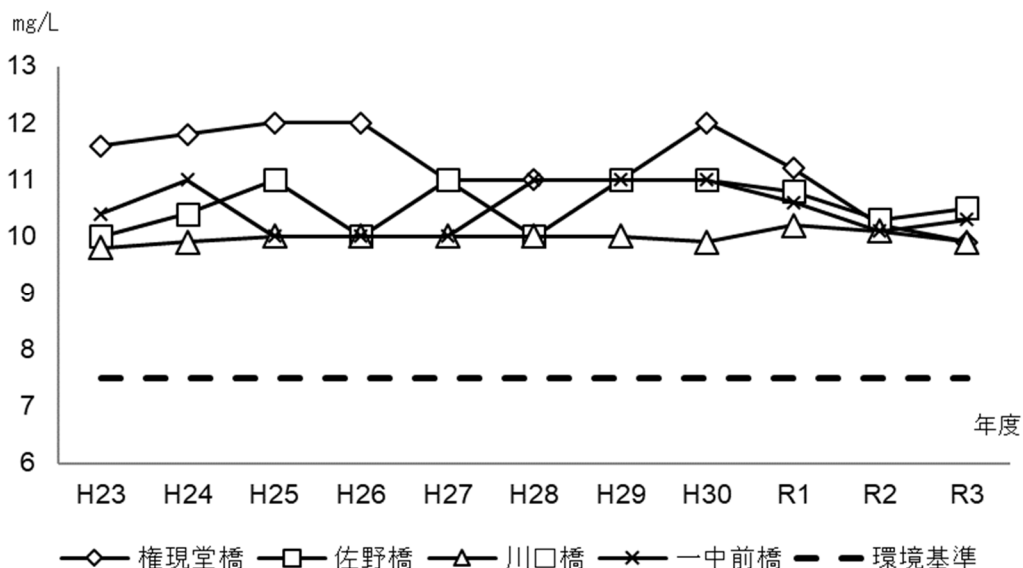
県が令和3年度に実施した13地点における測定結果は下表のとおりであり、おおむね良好な状態であった。

河川名	調査地点	DO (mg/L)		摘要	
		最小 ~ 最大	平均値		
盛川	鷹生川	ダム流入前	9.5 ~ 13	11	環境基準値 (DO 7.5 mg/L 以上)
		ダム	1.3 ~ 12	8.0	
		ダム直下	13 ~ 8.8	10.9	
	本流	権現堂橋	9.3 ~ 11	9.9	
		佐野橋	9.4 ~ 13	10.5	
		川口橋	8.6 ~ 12	9.9	
支流 (立根川)	一中前橋	9.1 ~ 13	10.3		
須崎川	明土橋	9.6 ~ 15	10.7	類型指定なし	
後ノ入川	下八坂橋	8.9 ~ 11	10	類型指定なし	
綾里川	ダム流入前	9.5 ~ 13	11.2	類型指定なし	
	ダム	<0.5 ~ 13	7.5		
	ダム直下	8.4 ~ 12	10.4		
吉浜川	要橋	9.1 ~ 13	10.8	環境基準値 (DO 7.5 mg/L 以上)	

※ 資料：令和3年度公共用水域水質測定結果 (岩手県)

#### ○ 溶存酸素量 (DO) の経年変化

##### ● 盛川





## (2) 海域

### ① 県測定

吉浜湾、越喜来湾、綾里湾及び大船渡湾では、生活環境に係る水質の環境基準項目であり、汚濁指標の代表とされるCOD、全窒素及び全燐等の項目について、継続して監視測定を実施している。

例年、吉浜湾、越喜来湾及び綾里湾では、湾奥及び湾口の2地点で年4回、大船渡湾では、湾奥、湾中央及び湾口の3地点で毎月実施されている。

なお、大船渡湾は、湾の大きさに比べて外海と接している開口部が著しく狭く、閉鎖性が極めて強い「閉鎖性海域」となっており、外海との海水循環が困難な地理的特性を有している。

### ア 化学的酸素要求量（COD）

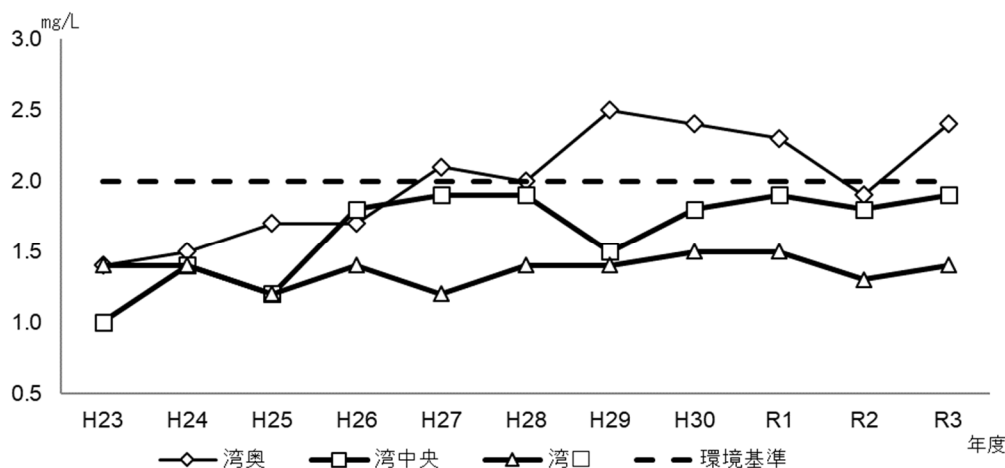
化学的酸素要求量（COD）は、生物化学的酸素要求量（BOD）と同様に水の汚濁を示す指標であり、水中の汚濁物質を酸化剤で化学的に酸化するとき消費される酸素量をもって表す。この値が大きいほど、汚染物質が多いことを示す。

令和3年度の測定結果は下表のとおりであり、大船渡湾の湾奥で環境基準を超過した。

水 域 名	測定地点	COD (mg/L)			摘 要
		最小～最大	平均値	75%値	
吉 浜 湾	湾 奥	0.8 ～ 1.3	1.0	1.1	環境基準値 2mg/L以下 (類型：海域A)
	湾中央	0.6 ～ 1.3	1.0	1.0	
越 喜 来 湾	湾 奥	0.6 ～ 1.3	0.9	1.0	
	湾中央	0.5 ～ 1.2	0.9	1.2	
綾 里 湾	湾 奥	0.6 ～ 1.7	1.0	1.1	
	湾 口	0.7 ～ 1.2	0.8	0.8	
大 船 渡 湾	湾 奥	1.0 ～ 3.7	1.9	2.4	
	湾中央	0.9 ～ 2.5	1.5	1.9	
	湾 口	0.7 ～ 1.6	1.2	1.4	

※資料：令和3年度公共用水域水質測定結果（岩手県）

### ○ 化学的酸素要求量（COD75%値）の経年変化（大船渡湾）



## イ 全窒素 (T-N)

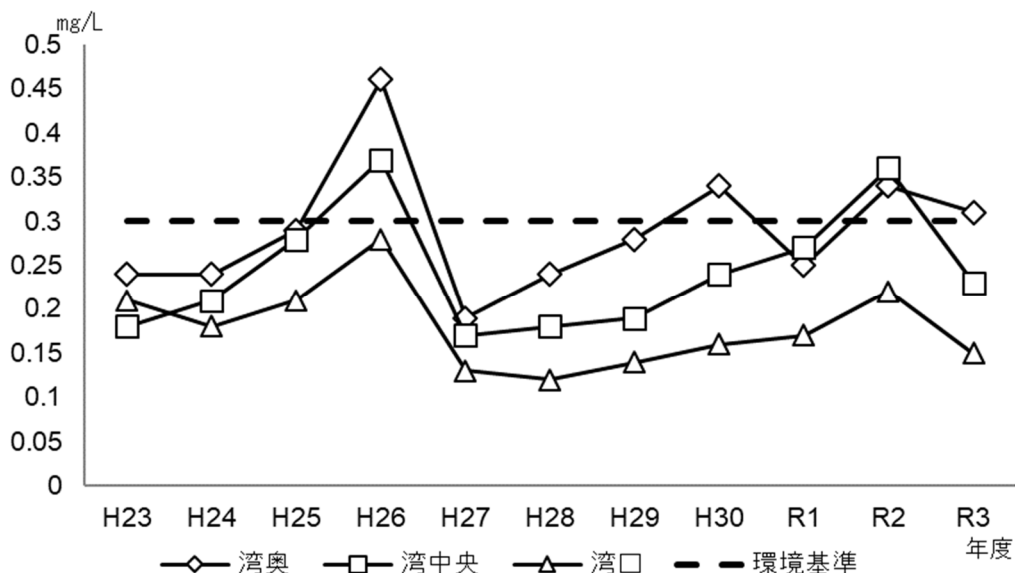
全窒素 (T-N) は、水中に存在する様々な形態の窒素化合物の全体をいう。  
 窒素は、磷と並んで動植物の生育に必須の元素であり、肥料や排水等に含まれる窒素や磷が多量に海域に流入すると、プランクトンの増殖等影響を及ぼすと考えられている。

令和3年度の測定結果は下表のとおりであり、大船渡湾の湾奥で環境基準を超過した。

水域名	測定地点	最小～最大 (mg/L)	平均値 (mg/L)	摘要
吉浜湾	湾奥	0.11 ~ 0.24	0.16	環境基準値 0.3mg/L以下 (類型：海域Ⅱ)
	湾中央	0.11 ~ 0.20	0.15	
越喜来湾	湾奥	0.09 ~ 0.21	0.16	
	湾中央	0.09 ~ 0.24	0.16	
綾里湾	湾奥	0.05 ~ 0.14	0.11	
	湾口	0.05 ~ 0.13	0.10	
大船渡湾	湾奥	0.08 ~ 0.73	0.31	
	湾中央	0.08 ~ 0.61	0.23	
	湾口	0.07 ~ 0.42	0.15	

※資料：令和3年度公共用水域水質測定結果（岩手県）

## ○ T-Nの経年変化（大船渡湾）



## ウ 全燐 (T-P)

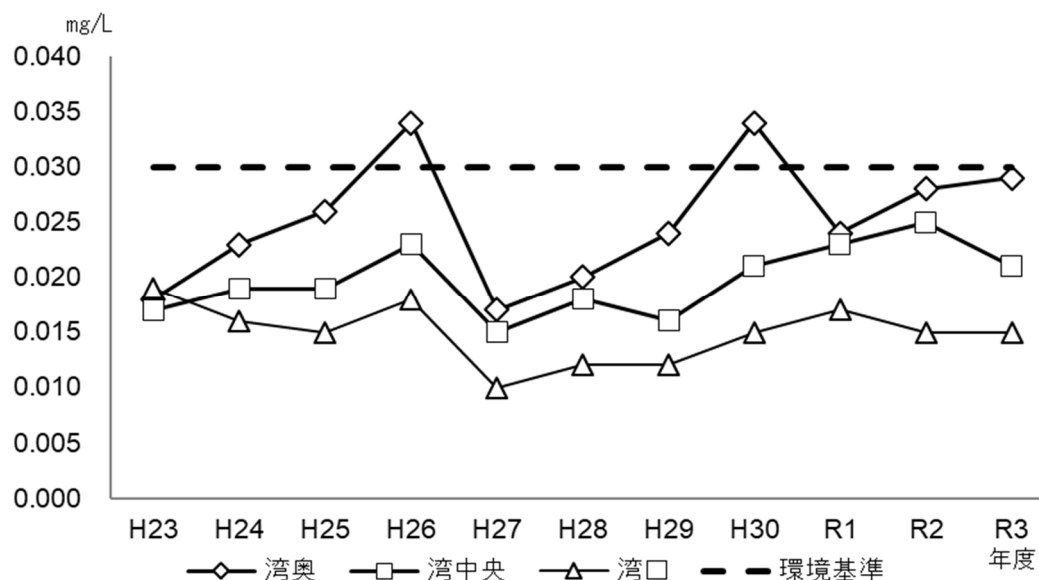
全燐 (T-P) は、水中に存在する様々な形態の燐化合物の全体をいう。  
 燐は、窒素と同様に多量に海域に流入すると、プランクトンの増殖等影響を及ぼすと考えられている。

令和3年度の測定結果は下表のとおりであり、おおむね良好な状態であった。

水 域 名	測定地点	最小～最大 (mg/L)	平均値 (mg/L)	摘 要
吉 浜 湾	湾 奥	0.010 ～ 0.027	0.019	環境基準値 0.03mg/L以下 (類型：海域Ⅱ)
	湾中央	0.006 ～ 0.023	0.012	
越 喜 来 湾	湾 奥	0.005 ～ 0.017	0.012	
	湾中央	0.009 ～ 0.014	0.011	
綾 里 湾	湾 奥	0.008 ～ 0.023	0.021	
	湾 口	0.008 ～ 0.021	0.013	
大 船 渡 湾	湾 奥	0.013 ～ 0.057	0.029	
	湾中央	0.014 ～ 0.036	0.021	
	湾 口	0.006 ～ 0.021	0.015	

※資料：令和3年度公共用水域水質測定結果（岩手県）

## ○ T-Pの経年変化（大船渡湾）



## エ 水質環境基準健康項目

水質環境基準健康項目は、水環境の汚染を通じ人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、水質汚濁に関する施策を総合的にかつ有効適切に講ずる必要があると認められる物質を選定したものである。

水質環境基準健康項目 27 項目のうち、10 項目の監視測定が大船渡湾（湾奥）において実施されている。

令和 3 年度の測定結果は下表のとおりであり、いずれも基準値を下回っていた。

### ● 環境基準健康項目

項 目	測 定 値 (mg/L)			基 準 値 (mg/L)
	最 小	最 大	平 均	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四 塩 化 炭 素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1, 2-ジククロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
1, 1-ジククロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
シス-1, 2-ジククロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.04 以下
1, 1, 1-トリククロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1, 1, 2-トリククロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラククロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
ベ ン ゼ ン	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下

※ 資料：令和 3 年度公共用水域水質測定結果（岩手県）

## ② 市調査（環境関連調査）

市は、「環境関連調査」として、6月から9月（水質が悪化する傾向にある）において、大船渡湾の水質調査を実施しており、令和4年度調査結果は下表のとおりである。

化学的酸素要求量(COD)は、湾奥及び湾中央上層では、環境基準値 2.0mg/L を全ての月で上回っており、湾口上層でも4か月の平均で環境基準を上回った。

全窒素(T-N)は、湾奥では、環境基準値 0.3mg/L を全ての月で上回っており、湾中央上層でも4か月の平均で環境基準を上回った。

全リン(T-P)は、湾奥、湾中央、湾口下層で環境基準値 0.03mg/L を上回る月があり、4か月の平均では、湾中央下層で環境基準を上回った。

## ◎ 令和4年度湾内水質調査結果の概要（6月～9月測定）

項目	測定地点	最小～最大	4か月の平均	摘要
COD (mg/L)	湾奥上層	3.3～3.9	3.6	環境基準値 2mg/L以下 (類型：海域A)
	湾奥下層	1.4～2.2	1.8	
	湾中央上層	2.8～3.9	3.2	
	湾中央下層	1.4～1.6	1.5	
	湾口上層	1.8～3.9	2.8	
	湾口下層	0.9～1.5	1.3	
T-N (mg/L)	湾奥上層	0.31～0.37	0.34	環境基準値 0.3mg/L以下 (類型：海域Ⅱ)
	湾奥下層	0.13～0.23	0.17	
	湾中央上層	0.30～0.49	0.36	
	湾中央下層	0.16～0.29	0.20	
	湾口上層	0.19～0.26	0.24	
	湾口下層	0.14～0.25	0.18	
T-P (mg/L)	湾奥上層	0.016～0.026	0.022	環境基準値 0.03mg/L以下 (類型：海域Ⅱ)
	湾奥下層	0.011～0.032	0.020	
	湾中央上層	0.015～0.027	0.021	
	湾中央下層	0.016～0.069	0.033	
	湾口上層	0.013～0.024	0.017	
	湾口下層	0.013～0.041	0.022	

※県による公共用水域水質測定とは、測定地点が異なる。

### 3 騒音防止対策

#### (1) 一般環境騒音測定

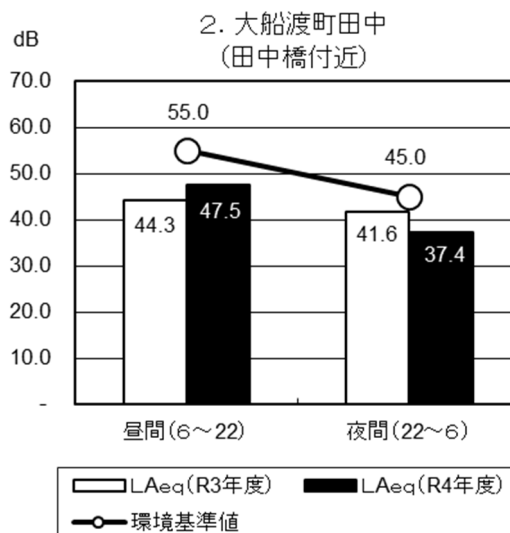
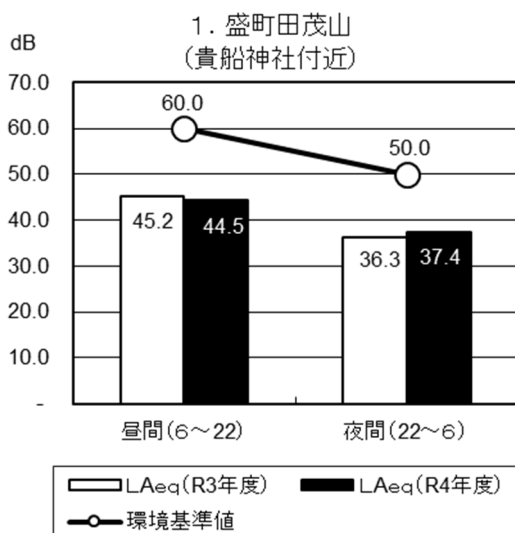
市は、環境基準が定められている一般地域での騒音を7地点において測定している。

令和4年度の測定結果は下表のとおりであり、7地点全ての時間帯で環境基準以下であった。

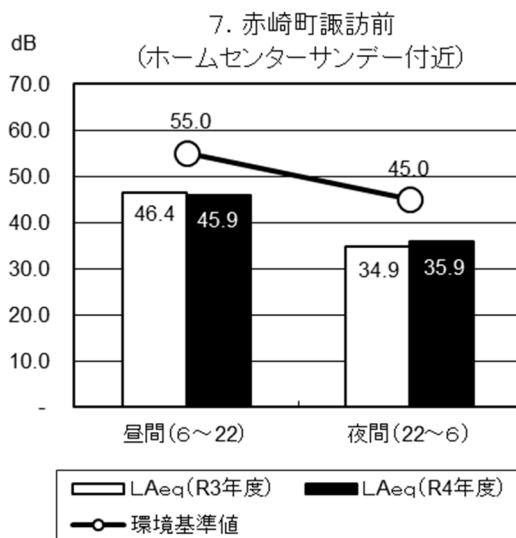
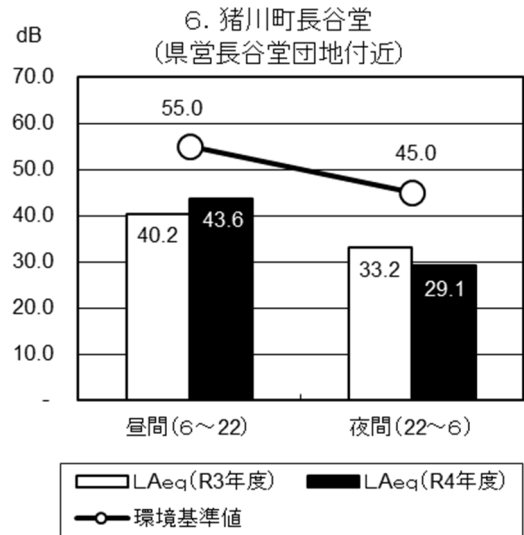
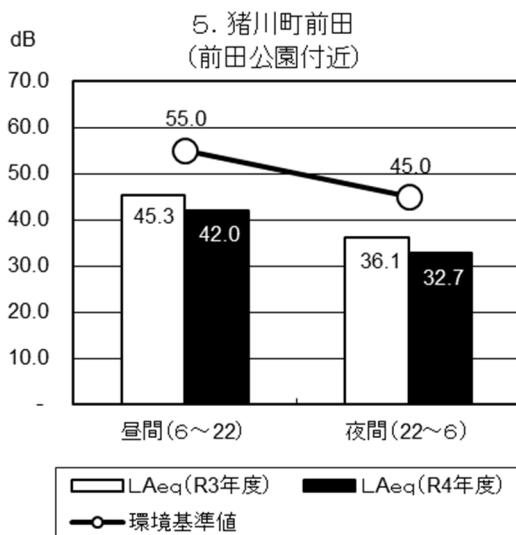
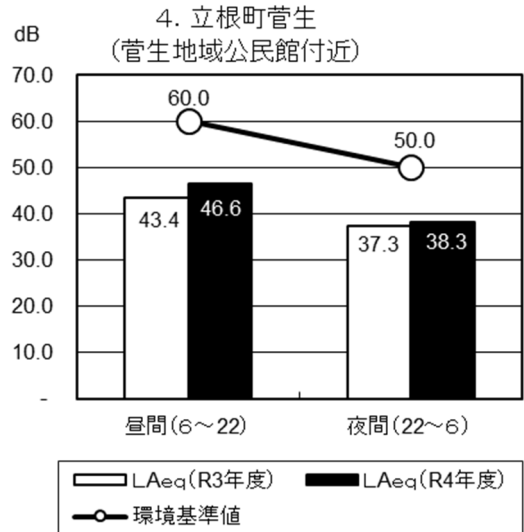
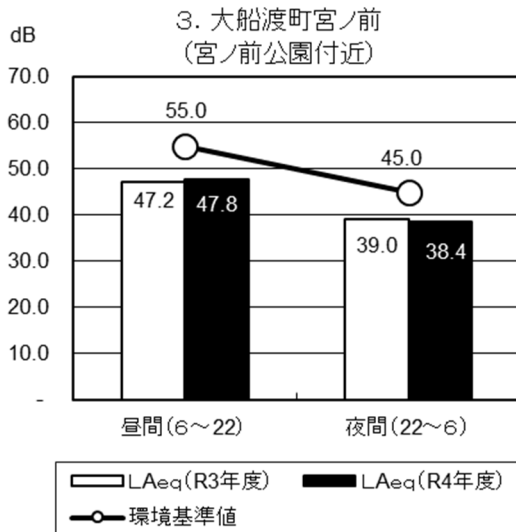
項目	地点数	地点名
昼間及び夜間に環境基準を超過	0	
昼間に環境基準を超過	0	
夜間に環境基準を超過	0	
昼間及び夜間に環境基準を達成	7	田茂山、田中、宮ノ前、菅生、前田、長谷堂、諏訪前
合計	7	

※時間区分：昼間→午前6時～午後10時、夜間→午後10時～午前6時

#### ◎ 一般環境騒音測定結果



※L A e q (等価騒音レベル) …測定時間内の騒音レベルのエネルギーを時間平均したもの



## (2) 自動車騒音常時監視について

市は、市内全域の幹線道路に面する地域の騒音暴露状況を把握するため、自動車騒音常時監視を実施している。

測定は、5年で市内の幹線道路を一巡することとしており、令和4年度は、対象道路総延長21.5kmのうち、一般国道45号の3.1kmを対象に測定した。

対象住居等戸数302戸のうち、全戸において昼夜とも環境基準以下であった。

測定地点	等価騒音レベル[dB]					
	昼間 (6時～22時)	環境 基準値	要請限度 ※	夜間 (22時～6時)	環境 基準値	要請限度 ※
一般国道45号 (立根町字桑原地内)	44	70	75	36	65	70
一般国道45号 (立根町字久保地内)	52	70	75	46	65	70
一般国道45号 (立根町字冷清水地内)	69	70	75	59	65	70

※要請限度：道路管理者等に意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請する判断基準



## 4 公害苦情処理状況

### (1) 月別発生件数

月	R4.4	5	6	7	8	9	10	11	12	R5.1	2	3	合計
件数	0	0	1	1	0	0	3	0	0	3	1	0	9
割合 (%)	0.0	0.0	11.1	11.1	0.0	0.0	33.4	0.0	0.0	33.3	11.1	0.0	100.0

### (2) 地域別発生件数

地域	盛町	大船渡町	末崎町	赤崎町	猪川町	立根町	日頃市町	三陸町 綾里	三陸町 越喜来	三陸町 吉浜	合計
件数	1	1	2	3	0	0	2	0	0	0	9
割合 (%)	11.1	11.1	22.2	33.4	0.0	0.0	22.2	0.0	0.0	0.0	100.0

### (3) 公害苦情種類別件数

区分	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	廃棄物	その他	合計
件数	0	3	0	0	0	0	5	1	0	9
割合 (%)	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	55.6	11.1	0.0	100.0

### (4) 被害別件数

区分	健康	財産	動・植物	感覚・心理	その他	合計
件数	0	0	0	5	4	9
割合 (%)	0.0	0.0	0.0	55.6	44.4	100.0

### (5) 処理状況

区分	解決	未解決	他へ移送	合計
件数	5	1	3	9
割合 (%)	55.6	11.1	33.3	100.0

## (6) 令和4年度と令和3年度の公害苦情処理状況の比較

令和4年度の公害苦情発生件数は9件であり、令和3年度の12件と比べると3件減少し、未解決事案は1件であった。

苦情の種類としては、悪臭に関する事案が多く、次いで水質汚濁に関する苦情が多かった。

また、被害内容としては、感覚・心理が5件、その他が4件であった。

### ① 主な公害苦情について

#### ア 悪臭（5件）

個人・事業者による野外焼却が主な原因であり、原因者へ指導を行った。

事業所が行う野外焼却については、産業廃棄物の不適正焼却となることから、大船渡保健所に対応を移送した。

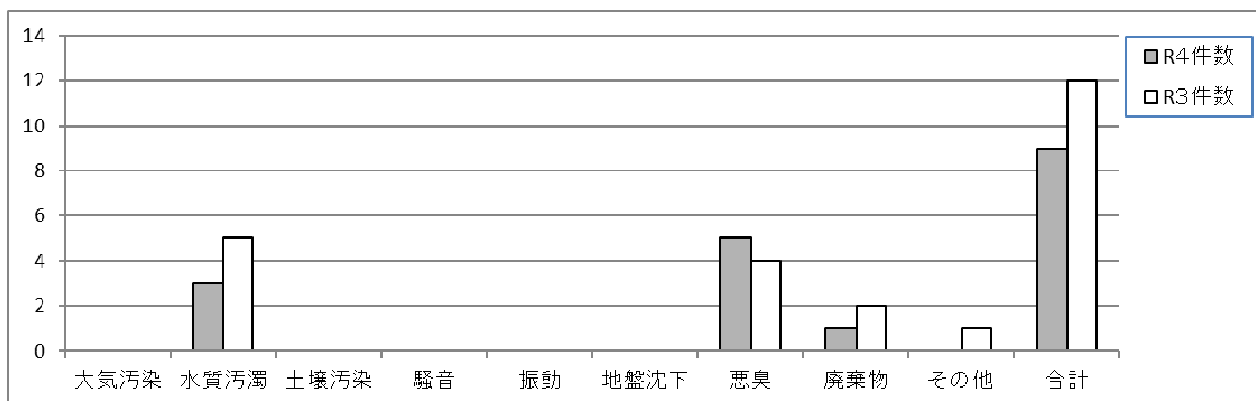
また、盛川沿いで複数の通報があった悪臭については、委託による臭気測定及び底質調査を実施したが、原因の究明には至らなかった。

#### イ 水質汚濁（3件）

船等を原因とした油の流出があり、原因者に適切に対応するよう指導した。

### ② 公害苦情種類別件数対前年度比較

区分	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	その他	合計
R4件数	0	3	0	0	0	0	5	1	0	9
R3件数	0	5	0	0	0	0	4	2	1	12
対前年比 (件)	0	△2	0	0	0	0	1	△1	△1	△3



## 令和4年度環境公害等事案処理状況

No.	受 理 年月日	発 生 地 域	【公害の種別】 事案名又は 申立内容	発生源 種 別	被 害 種 別	対 応 結 果
1-1	R4.6.28	盛町	悪臭	不明	感覚・心理	<p>【未解決】</p> <p>市民より、盛町字みどり町地域で悪臭がするとの通報。</p> <p>現地を確認したものの、悪臭は感じられず、発生源を把握できなかった。</p>
1-2	R4.7.15	盛町ほか	悪臭	不明	感覚・心理	<p>【未解決】</p> <p>No.1-1と同様の通報が盛川沿いで数件あり、現地を確認したところ、盛川において強い悪臭を感じる場所を把握した。</p> <p>大船渡保健所職員と現地を確認し、付近に事業所があることから、後日、県の廃棄物パトロール担当者が訪問し、敷地内の臭気を確認したが、悪臭を感じることはなかった。</p> <p>市では、盛川の2か所において臭気測定及び底質調査を委託により実施したが、原因究明には至らなかった。</p> <p>悪臭については、6～9月の気温が高い日に発生する傾向にあり、9月下旬頃より悪臭の通報はなくなった。</p>

※No.1-1、1-2については、原因が同じと考えられる事案であることから、1件として扱う。

17～18 ページの月別発生件数、地域別発生件数等については、最初に通報があったNo.1-1 をカウントする。

No.	受 理 年月日	発 生 地 域	【公害の種別】 事案名又は 申立内容	発生源 種 別	被 害 種 別	対 応 結 果
2	R4.7.19	末崎町 (大船渡湾)	水質汚濁	不明	その他	<p>【解決】</p> <p>市民より、大船渡湾湾口付近で油膜を確認したとの通報。</p> <p>県、市水産課とともに船で現地を確認したものの油膜は確認できなかった。</p> <p>釜石海上保安庁に情報を提供した。</p>
3	R4.10.9	日頃市町	悪臭	事業者	感覚・心理	<p>【他へ移送】</p> <p>市民より、近隣事業所で野外焼却を行っているとの通報。</p> <p>大船渡保健所職員と現地を確認し、原因者より聞き取りしたところ、揮発油を焼却しているとのことだった。</p> <p>悪臭防止法で指定する地域の範囲外であるが、苦情が寄せられていることから、周辺環境に留意するよう県より指導。県において、定期的にパトロールを行うこととした。</p>
4	R4.10.13	末崎町	悪臭	事業者	感覚・心理	<p>【他へ移送】</p> <p>市民より、近隣事業所で野外焼却を行っているとの通報。</p> <p>大船渡保健所職員と現地を確認したところ、焼却炉が法定基準を満たしていないことが判明した。</p> <p>県で焼却炉の使用禁止を指導し、法定基準を満たした焼却炉に替えた際も、周辺環境に留意するよう伝えた。</p>

No.	受 理 年月日	発 生 地 域	【公害の種別】 事案名又は 申立内容	発生源 種 別	被 害 種 別	対 応 結 果
5	R4.10.31	日頃市町	廃棄物	事業所	その他	<p>【解決】</p> <p>事業所より、隣地の道路脇に不法投棄があると通報。</p> <p>現地を確認したところ、食品や電化製品、家庭ごみ等の不法投棄が確認された。</p> <p>不法投棄について、大船渡警察署に情報を提供するとともに、ごみの内容を確認したところ、原因者が判明したことから、市で原因者に指導を行った。</p>
6	R5.1.11	赤崎町	悪臭	個人	感覚・心理	<p>【解決】</p> <p>市民より、近隣で野外焼却を行っているとの通報。</p> <p>現地を確認したところ、薪ストーブで薪のほかに県条例で焼却が禁止されているナイロン製の袋を焼却することがあるとのことであった。</p> <p>暖房のための薪ストーブの使用は違法ではないが、ナイロン等禁止されているものを焼却しないよう原因者に指導した。</p>
7	R5.1.22	赤崎町	水質汚濁	個人	その他	<p>【解決】</p> <p>大船渡消防署より、車の事故により、車から流出したオイルが付近の水路に流出したとの通報。</p> <p>市建設課が現地を確認し、流出した油を吸着マットで処理したことにより、河川や大船渡湾への影響は見られなかった。</p>

No.	受 理 年月日	発 生 地 域	【公害の種別】 事案名又は 申立内容	発生源 種 別	被 害 種 別	対 応 結 果
8	R5.1.23	赤崎町	水質汚濁	事業者	その他	<p>【解決】</p> <p>釜石海上保安庁より、事業者の船から油の流出が確認されたと通報。</p> <p>当課及び県、消防署等で現地を確認し、流出した油を釜石海上保安庁でオイルフェンスや吸着マットを使用する等対応した。</p>
9	R5.2.8	大船渡町	悪臭	事業所	感覚・心理	<p>【他へ移送】</p> <p>市民より、近隣で野外焼却を行っているとの通報。</p> <p>現地を確認したところ、建設業者が木くずを焼却しており、産業廃棄物の焼却に当たることから、焼却しないよう原因者に指導した。</p> <p>産業廃棄物の不適正焼却であったことから、大船渡保健所に情報を提供し、県において定期的にパトロールを行うこととなった。</p>